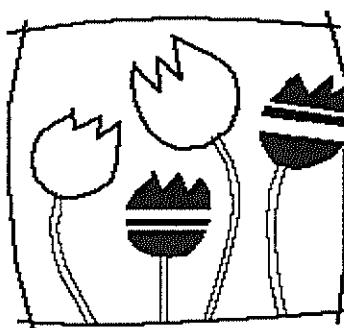


# 自己申告制度はじまる こんなふうにとりくもう



県教委は二月一五日付で市町村教育委員会に対して「埼玉県市町村立学校教職員の自己申告実施の手引き(参考例)」を送付しました。今年度から自己申告制度を実施した県立学校(高等学校・養護学校等)に統いて、来年度からは市町村立学校(小・中学校)でも「自己申告制度」が導入されようとしています。同時に県教委は「新たな教職員評価システムの導入に向けて教職員評価検討会議報告書」を発表しました。来年度から管理職に人事評価を試行するためのものです。この報告書は、人事評価の長や発達よりも、自分の「成果」に目を奪われることとなり、教職員の共遇に連動した「成果主義」にもとづく評価は、教職員が、子どもたちの成長や発達よりも、自分の「成果」に目を奪われる危険性があります。学校を教職員の「管理と競争の場」にするような「評価」や「自己申告」を許すわけにはいきません。

## 小・中でも自己申告制度が始まる

目的を「学校全体を活性化させ、教育力を高めるため」としつつも、「評価結果を給与に反映させることが必要である」とあります。将来的には給与とリンクさせるための、「評価」であり「自己申告」であることが明確になってきています。

## 埼教組の取り組み

埼玉県教職員組合は、現在の様々な教育問題を解決していくためには、何よりも学校の教育力の向上が求められ、教職員が共同して教育に取り組める学校づくり、そのための教育条件の抜本的整備こそが求められていると考えています。県教委のいうように「賃金や処遇に連動した『成果主義』は、教職員が、子どもたちの成長や発達よりも、自分の「成果」に目を奪われる危険性があります。学校を教職員の「管理と競争の場」にするような「評価」や「自己申告」を許すわけにはいきません。

埼玉県教職員組合は、これまで「自己申告制度」「人事評価制度」ですが、上の「自己申告制度」では、最小限におさえられて「子どものために教職員ひとりひとりがバラバラにさせられない」決意で取り組めば、その問題は最小限におさえられるのです。具体的に県の市も来年度から「教職員の自己申告制度の試行」と「管理職への人事評価制度導入」を行います。さいたま市の問題については次号で明らかにします。

「自己申告書」を使って「自己申告書」を使つて説明します。(さいたま市も来年度から「教職員の自己申告制度の試行」と「管理職への人事評価制度導入」を行います。

ん。そうした観点から、埼教組は「自己申告制度」と「人事評価制度」に対をとまりを破壊せず、学校の教育力を高める観点から、県教委もそれを受け入れざるをえないようなりました。



さいたま市  
教職員組合  
(埼教組)  
TEL 641-6763  
FAX 648-3567  
e-mail  
saitama@kyouik  
u-net.org  
2005.2.21(水)  
No.79

様式1 (教諭用)

平成 年度 自己申告書

学校 教諭 氏名( )

目標とする学校像(ミッション)		当初申告		目標等の修正 追加・変更等		最終申告	
領域	ア 今年度の目標(課題)	方策		成果・反省	イ	次年度への課題等	
学習指導							
学生・学級指導経営							
その他の校務							
研修	(目標・計画)		(成果・課題)	指導助言			

す。

## 「田指す学校像」は全教職員の話としている

まず重要なのは、自己申告は「学校の教育力を高めるため」に行なうという視点です。このことから「目指す学校像（ミッション）」については「手引き」は次のように述べています。「児童生徒及び保護者、地域の意見や要望などを踏まえ、校長を中心とした教職員が、創立時の基本理念や現在の学校の状況、将来展望について十分話し合い、共通理解を深めながら策定します。」したがって、この欄に記載される『田指す学校像』は、全教職員共通となります。「つまりこの欄には年度当初に全教職員で話し合つて決めた「目指す学校像」を書き込むことになります。

## 「最初申告」の基本は集団での話としている

「最初申告」は三つの「領域」、「今」と「今

年度の目標（課題）

面談が行われます。面

と「方策」そして「ア

欄には「目標の困難度」

段階で書くことになり

ます。申告の基準日は

五月一日とされています。

この部分について

「手引き」は次のように

述べています。「田

指す学校像及び当該年

度の重点目標を達成す

るための具体的課題を

整理し、学年目標や校

務分掌」との目標にも

連鎖させながら、学年

などの校内組織で十分

話し合った内容を自己

の目標に取り入れ、個

別の目標を設定します。」

つまり学年会や教科会、

校務分掌会などで話し

合い、決められた目標

を自分のものとして書

き込んでいくわけです。

また「研修」欄につい

ては「手引き」は「前

年度の教育活動等を踏

まえ、自身の知識や技

能を高めるために重点

的に取り組む事項を記

入します。」としてい

ます。

要望などを踏まえ、校

長を中心とした教職員

が、創立時の基本理念

や現在の学校の状況、

将来展望について十分

話し合い、共通理解を

深めながら策定します。

したがって、この欄に

記載される『田指す学

校像』は、全教職員共

通となります。」

「最初申告」がある場合など必要に応じて実施」としています。とくに必要がないのです。

申告書を提出した後、

## 基本中の「話してみる」

最終面談が行われ、そ

の上で校長から「指導・

助言」がなされます。

「手引き」には「指導・

助言のポイント」とし

て次のようにあります。

「〇学校における教育

活動の特性として、そ

の成果は、すぐに現れ

るものもあれば、長い

期間を要するものもあ

ります。年度末の成果

だけなく、協働の取

組や貢献も指導・助言

の対象です。

〇申告者の主体的で意

欲的な取組を助長し、

能力開発を図ることを

目的に指導・助言を行

います。

〇面談等を通して、でき

る限り自己評価と差異

が生じないよう心が

けて話すことを行いま

す。」

つまり「自己評価」

を基本として、集団の

理解を深めながら整理

するとともに、自己の

目標に対する成果や反

省、次年度への課題を、

自己申告書の「最終申

告」欄に記入します。」

がある場合など必要に応じて実施」としています。とくに必要がないのです。

しかも、指導助言欄は、

記述式で記入することになっています。

「最終申告」提出後、

「自己申告書実施要

項」には「教職員の自

己申告の内容は、原則

として開示する。」と

なっています。ただし、

「手引き」には「自己

申告書中の「指導助言」

欄は、不開示の取り扱

いを想定しています。」

と書かれています。要

するにどうせ誰が何を

書いたかはわかるので

す。

このようにみていく

と、「自己申告」の取

組は個人的なものでは

ないということがわか

ります。みんなと話し

合いながらつくり、み

んなと話し合って総括

をする、校長とも十分

話し合う、つまり集団

的な取組であるし、ま

たそうしたものにして

いかねばならないので

す。「自己申告」をきつ

かに教育論議を活発

にし、教職員集団とし

ての教育力を高め、子

どもたちの成長と発達

を保障する学校づくり

に取り組んでいきましょ

う。

さいたま市の「自己申告制

は次号で

⑥「校長の指導助言」

も「自己評価」を基

本として、集団での

取組も評価しながら、

今後の意欲がわいて

くるようなものでな

ければならない

⑦自己申告書は「指導

助言」欄を除いて公開

\* \* \*

## 「田指す学校像」を聞き取る

これまで述べてきたことをまとめて次のようになります。

\* \* \*

①「田指す学校像」は教職員の話すことで決めていく

決めていく

つまに「自己評価」

を基本として、集団の

理解を深めながら整理

するとともに、自己の

目標に対する成果や反

省、次年度への課題を、

自己申告書の「最終申

告」欄に記入します。」

がある場合など必要に応じて実施」としています。とくに必要がないのです。

しかも、指導助言欄は、

記述式で記入することになっています。

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い